

平成23年川俣町議会第7回臨時会会議録

平成23年川俣町議会第7回臨時会は、8月26日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 高橋道弘君	2 番 高橋真一郎君	3 番 嶋原利光君
4 番 高橋道也君	5 番 菅野清一君	6 番 齋藤博美君
7 番 昆久美子君	8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君
10 番 黒沢敏雄君	11 番 三浦浩一君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 高野善兵衛君
16 番 佐藤喜三郎君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
産業課長	沢口進君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	こども教育課長	仲江泰宏君
生涯学習課長	松本康弘君	総務課長補佐	大内彰君

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書記 橋本文雄

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

町長提案要旨の説明

議案第54号 専決処分の報告及びその承認について

(専決第 9 号 川俣町税条例等の一部を改正する条例)
議案第 55 号 平成 23 年度川俣町一般会計補正予算 (第 4 号)

◎開会及び開議の宣告

- 議長（佐藤喜三郎君） ただいまの出席議員は 16 人です。定足数に達しておりますので、ただいまより平成 23 年第 7 回川俣町議会臨時会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

（午前 11 時 07 分）

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第 1，会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第 118 条の規定により、議長において 7 番議員 昆久美子君、8 番議員 菅野意美子君を指名いたします。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第 2，会期の決定を議題といたします。
おはかりいたします。
本臨時会の会期は、本日 1 日にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。
よって会期は、本日 1 日とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第 3，町長から提案要旨の説明を求めます。古川町長。
○町長（古川道郎君） 皆様おはようございます。

本日、ここに、平成 23 年第 7 回川俣町議会臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

はじめに、5 月 31 日の第 4 回臨時会以降の諸課題、町政の状況について申し上げます。川俣町体育館の災害復旧工事にかかる問題につきましては、本来であれば県教育委員会に対し災害復旧事業にかかる国庫負担事業計画書の提出をはじめ、所要の手続きを踏まえながら進めていかなければならないところでございましたが、設計業務委託の予算計上の欠如、また、災害という理由だけで随意契約ができると考えてしまったことなどの問題により、今般関係予算の見直しを行うことといたしました。これにより復旧時期が大変遅れることとなり、町民の皆様をはじめ、多くの利用者の方々にご迷惑をおかけすることとなりましたことに、心よりお詫び申上げる次第でございます。今回の問題を踏まえ、5 月の第 4 回臨時会において可決いただきました町体育館、小神公民館及び中央公民館関係の災害復旧事業費につきましては、現計予算を減額のうえ、設計委託料を新たに計上することにより、適正に対応してまいる考えでございます。今後は基本に戻り、改めて適正な事務処理の遂行について周知徹底するとともに、職員に対し、契約事務等の研修会を開催しながら、基本的な知識の習得を図ってまいりたいと考えております。

次に、東日本大震災の対応状況等について申し上げます。震災による被害につきましては、住宅被害が 623 棟、工場及び商店が 62 棟、公共建物が、役場本庁舎

など11か所、農地農業用施設が53か所、町道が66か所となっております。災害査定が終了した10か所の林業施設災害復旧事業や町道14か所の土木施設災害復旧事業などから順次復旧工事を進めるため、補正予算に復旧工事費を計上しているところでございます。また、現段階において、町が関係機関に問い合わせ把握いたしました原子力災害による農商工業関係の損害額につきまして申し上げます。野菜や水稻などの5月から7月分までの農業にかかる損害額は、生産者数延べ709名、損害額は1億4,474万8,491円となっております。また、葉タバコは1年間の損害額で68人、2億2,566万4,000円となっております。商工業にかかる損害額について、計画的避難区域の中小企業の損害額は40事業者、損害額3,674万4,791円、町商工会の取りまとめによる原子力災害の賠償に関する緊急要望では、申出書提出事業者数が83事業者、被害総額は、6億8,428万8,961円となっております。

次に、復興に欠かせない除染対策につきましては、放射性物質による汚染への対処について定めた特別措置法案が、8月23日に衆議院を通過し、本日、成立する見通しとなっております。この除染に対する前段の対応として、町では3月下旬から準備を行い、空間放射線量調査を行ってまいりました。子どもが通う各学校や幼稚園、保育園を中心に53か所の測定を行うとともに、子どもをはじめ、町民の皆様の生活空間であります通学路や行政区の中心地域など、181か所の測定を行いました。加えて町内全域の放射線量を把握するため、8月23日、政府の原子力災害対策本部、県原子力災害対策本部と町災害対策本部が連携し、自動車走行モニタリング調査を行い、更には、文部科学省において、計画的避難区域の山木屋地区について、126か所の測定を行ってきたところであります。これらの結果につきましては、広報かわまたを通じ、町民の皆様へお知らせいたしますとともに、適切な対応、対策を講じてまいる考えであります。また、これまで優先的に除染いたしました教育施設等の放射線量低減に向けた対応につきましては、園舎、校舎等の壁面の放射性物質の洗浄につきましては、8月6日までにすべての教育施設の洗浄が終了し、いずれの施設におきましても、洗浄前と比較し、放射線量の低減が確認されました。園庭、校庭等の表土除去につきましても、8月14日までにすべての教育施設の表土除去が終了し、いずれの施設におきましても、表土除去以前に比べ、大幅な放射線量の低減が確認されているところでございます。これまで町では、除染は、国、東電の責任において行うよう要請書を提出してきておりますが、今後とも、除染は、国、東電が責任を持って行うよう強く要請するとともに、適切な除染対策に取り組んでまいる考えであります。そのため、子ども達の安全な生活環境を築くためには、早急に通学路等の除染を行う必要があるため、自治会や行政区、PTAなどにより、共同活動を行う「線量低減化活動支援事業」に取り組むこととし、補正予算に関係費用を計上しているところでございます。

次に、被災者見舞金についてであります。3月11日に東北地方を襲った大地震と大津波により発生した原子力災害に伴い、翌12日には、原発周辺自治体など

からの要請を受け、町内１１か所の避難所に６，０００名を超す避難者を受け入れながら、多くの町民の皆様のご協力により、炊き出しをはじめとする避難所の皆さん方の生活の対応を行ってまいりました。また、４月２２日には、山木屋地区が計画的避難区域の指定を受けたことや原子力発電所からの放射性物質の拡散が町内全域に及ぶことなどにより、山木屋地区はもとより、それ以外の町民の皆様にも大きな精神的負担を強いているところであります。町内全域において、目に見えない放射線の影響に、子どもたちの健康不安、加えて町外へ自主避難されている町民の皆さん方も１００名を超すなど、不安な日々を送っている状況にあります。こうした状況を踏まえ、町内外から寄せられた寄付金を原資に基金からの借入れを行い、避難区域以外の住民の方々に対しても被災者見舞金を支給すべきと考え、見舞い金の支給額を１人当たり１万円として１万４，７２７人分を補正予算に計上いたしましたところでございます。今後、これらの町が直接負担する費用は、東電へ賠償請求するとともに、原発事故がいまだ収束せず、本町は現在も厳しい状況下におかれており、直面する課題に一つひとつ対応し、町民の皆さんの命と健康を守り、安全、安心な生活が確保できるよう努めてまいる考えであります。

それでは、提出議案についてご説明を申し上げます。

議案第５４号、専決第９号 川俣町税条例等の一部を改正する条例は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法の一部を改正する法律が、平成２３年６月３０日に公布されたことに伴うもので、主な改正点は、租税罰則の見直しと税負担軽減措置等にかかる肉用牛の売却による農業所得課税の特例の縮減延長などでございます。

議案第５５号、平成２３年度川俣町一般会計補正予算（第４号）は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ３億９３２万４，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ６７億８０４万２，０００円とするものでございます。歳入では、国庫支出金として災害復旧費国庫負担金２，７１３万４，０００円の増額。県支出金では、線量低減化活動支援事業補助金５，０００万円、都市公園環境緊急改良事業補助金１５０万円、災害救助費繰替支弁金２５１万２，０００円、線量計等緊急整備支援事業費補助金１，５４３万５，０００円を計上し、６，９４４万７，０００円の増額。寄付金では、災害対策寄付金１，４２０万６，０００円の増額。諸収入では、からりこフェスタ助成金確定により、水力発電施設等立地地域に対する電源地域振興助成金５４万９，０００円を増額しております。町債では、災害復旧にかかるもので、農林水産施設、土木災害復旧事業債を増額し、社会教育施設災害復旧事業債を減額したため、総額では２，７４０万円の増額となっております。歳出の主なものは、復興会議の委員報酬として３５万２，０００円の増額、仮設住宅に要する経費として浄化槽清掃手数料、維持管理委託料や線量計等緊急整備支援事業として線量計１００台の購入費を見込んでおります。また、保育園、幼稚園、小学校の子どもたちが、秋の１日を自然とともに楽しみ、満喫し、充実した生活を体験させるための「かわまたこどもハッピースクール」保育事費として３３７万４，０００円を措置

しております。扶助費では、山木屋地区を除く町民に、1人当たり1万円の被災者見舞金を支給することとし、1億4,727万円を増額、補助費等では、線量低減化活動事業費として100団体に50万円の補助金を見込み、5,000万円を計上したほか、普通建設事業費では、食品放射能測定器購入費、中央公園の表土及び芝生の除去を行う工事費などで、総額847万9,000円の増額となっております。また、災害復旧事業費では、査定の終了した農地・農業用施設、林業施設、土木施設の災害復旧工事費を増額。公民館、体育館の災害復旧工事費を減額し、総額では8,093万3,000円の増額となっております。財源につきましては、歳入歳出の不足額1億7,058万8,000円を財政調整基金から繰入れる措置としております。

なお、詳細につきましては、各担当課長に説明をいたさせますので、ご審議のうえ、可決を賜りますようお願い申し上げ、提案要旨の説明といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。



- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第4、議案第54号「専決処分の報告及びその承認について（専決第9号、川俣町税条例等の一部を改正する条例）」を議題といたします。
当局の説明を求めます。町民税務課長。

- 町民税務課長（高橋良之君） 議案第54号、専決処分の報告及びその承認について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同法同条第3項の規定によって報告し、その承認を求める。

記

専決第9号 川俣町税条例等の一部を改正する条例
平成23年8月26日提出

川俣町長 古川道郎

専決第9号 川俣町税条例等の一部を改正する条例
改正分の読み上げは、省略いたします。

平成23年6月30日

川俣町長 古川道郎

ご説明申し上げます。

本件、専決処分の報告及びその承認につきましては、町税条例等の一部改正の専決処分について報告し、その承認を求めるものです。これは、現下の厳しい経済情勢及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が、法律第83号として、平成23年6月30日に公布されたことを受け、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分の方法により、同日付をもって町税条例等の一部を改正、同日公布、原則として同日施行したものでございます。主な改正点は、次の2点です。

第1点目は、町民税を申告しない者に対する科料の見直しです。

第2点目は、税負担軽減措置等にかかる肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の縮減、延長です。

以上、議案第54号、専決処分の報告及びその承認について（専決第9号、川俣町税条例等の一部を改正する条例）につきまして、説明申し上げました。

○議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第5、議案第55号「平成23年度川俣町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第55号 平成23年度川俣町一般会計補正予算（第4号）について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 2～3質問させていただきます。

8ページ、一番下の雑収入で電源地域振興助成金54万9,000円、これは後の方を見ますと、からりこフェスタの方に全額補助金として出ているわけなんです、これはどういうことなんでしょうか。事業終了後でも、まあこのような形で助成するのか。また、この電源地域振興助成金を使うことの意味も知りたいと思いますので、お願いいたします。

それから、12ページ、一番下、食品放射能測定器購入費488万3,000円、これは購入することはよろしいんですけども、どのような検査体制をするのか、技師を雇うのか、それとも産業課の職員がやるのか、どのような検査体制でやるのかをお尋ねいたします。

それから、14ページ、一番上の線量低減化活動事業費5,000万円の予算化なんです、これは全員協議会の中でも出ましたんですが、私もこれ一番危惧しますのは、最終とは言いません、中間的に町がこの事業を実施した場合に出て土砂、草、枝、こういったものを一時的に処分する中間処理場を町が決めないで、そのまま町民に下ろすということに対して、私は非常に現場で混乱を招く。この責任は、やはりこの事業を県の補助事業ではありますが、町が請け負う以上は、そのところは最低限決めてスタートしていただきたいと思うわけなんです、その辺のとこ

ろをどうなのかお尋ねいたします。

それから、小さなことですが16ページ、上の方のこどもハッピー・スクール事業、これ具体的にどんなことなのか、教えてください。

それから、18ページ、真ん中辺の公立学校施設災害事業費、これは山木屋小学校の地割れなどの調査をするということなんですが、なぜ今、線量も高いし、また、緊急性から考えてどうなのかなというふうにも思うんですが、この辺の予算付けをした根拠についてお伺いいたします。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁をさせていただきます。

8ページの電源地域振興助成金の件でございますが、これ歳出の方でも出てございますが、からりこフェスタの助成金ということになってございます。この中身につきましては、電源振興財団の方から毎年、今年で3年目になりますが、からりこフェスタに伴います花火の打ち上げ、あとは川俣町のシルク関係のPR、または電気設備工事等々で、毎年3年目になりますが、補助をいただいております。今回、この増額の分につきましては、B級グルメの開発というようなことでの中身で助成の同額ということで、内示をいただいて決定をしたものであります。主にB級グルメ開発に伴いまして、アドバイザーというか、先生方をお呼びしまして、その謝礼と旅費の分、またはB級グルメの関係でいきますと、いろんな材料費の購入等々の中身ということで提案をさせていただいて、一応了解ということで決定をいただいた中身となっております。主に平成21年、22年、23年と主に花火の打ち上げと、電気関係の仮設関係の補助をずうっといただいていた経過がございます。それにプラスして今回、B級グルメということでの増額という形になってございます。以上で答弁とさせていただきます。（不規則発言あり）

大変失礼しました。一応そういうことで、内示決定をいただいたところでありますけれども、あとはこの中身については、確かにからりこフェスタについては、8月15日に完了したところでありますけれども、期間といたしましては、特に4月から来年の3月までということで、特にB級グルメの部分ということもございまして、期間的には来年の3月までにいろいろと仕上げるという中身になっております。若干あの中身的には実施をした経過がございますけれども、財団のほうからそういうことで決定通知をいただいた経過もございますので、今回、予算をお願いしまして、支出の方は、その後していきたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 12ページの食品放射能測定器購入費の中の機器を使用するというか、検査するための職員の体制というような話でございますけれども、現在も広野町さんのほうのをお借りして、職員で例えば今、行っておりますのが産業課の職員とか原子力災害対策室の職員とか、また、現在、緊急雇用で採用されている方とか臨時の方とかで対応しておりますけれども、これは専門家でなくとも対応ができるということで、ただ、パソコンでもってそのデータを処理しますので、

パソコンを使うためのある程度の熟練とか知識が必要だと思いますけども、それは通常の一般の職員で対応できるということでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 昆久美子議員にかわまたこどもハッピー・スクールについて、ご答弁申し上げます。

議員ご承知のとおり、本町の子どもたちは、あの３月１１日に発生いたしました地震以来、家庭の中に閉じこもり、あるいはまた学校生活においても、校庭の使用が制限されるなど、大変子どもたちにとっては教師から見ても非常にかわいそうだというような状況がございます。これは川俣町の教員が、１２日、１３日の６、０００名を超える避難民を受け入れ、学校でお世話をしたというような状況がございまして、教員の中にも多くの町の教職員が、子どもの心のケアについては大変心配しながら今日に至っておるわけでございます。そういう中で、私は日ごろから本当の宝は子どもであると。この子どもたちが、今、心に傷を持っているとすれば、これは大変なことであり、放射能に汚染されていない空気のきれいなところに一日たりともやはり出してやりたいというのが、学校の校長や、あるいは園長の願いでもございます。そういうことで、川俣町はこの子どもたち、将来に向かってたくましく生きようとする子どもたちのために秋の一日をプレゼントしたいという事業でございます。以上で説明いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） 補正予算の１８ページでございます。公立学校施設災害復旧事業費２３９万３、０００円の予算措置でございますが、これは東日本大震災によりまして、山木屋小学校グラウンド及び施設周りに地割れが発生してございます。基本的には、山木屋小学校につきましては、原発事故による計画的避難区域でございまして、今回の震災による災害復旧事業につきましては、計画的避難区域解除後に災害復旧審査となる見込みでございます。しかしながら、山木屋小学校敷地の亀裂等につきましては、地震発生後５か月を経過してございまして、この間の余震及び降雨等により、被害の拡大が懸念されております。このため被災範囲、数量、復旧工法等について確認を行いまして、事業計画書を作成し、復旧工事に着手できる環境を整えていきたいという考えでございます。なお、ご指摘のように、放射線量の問題がございまして、国の指針から申し上げますと、災害時の復旧作業のために一時的に立ち入ることは差し支えないと言われておりますが、明確な基準がございませんので、実質するにあたりましては、屋内作業となるため被曝管理を確実にを行うことを前提に取組んでまいり所存でございまして、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

予算書１３、１４ページ、線量低減化活動事業に関しての、いわゆる仮置き場に関するお質しでございます。お質しのように現在、仮置き場の確保ができていない状

況です。この事業につきまして、線量低減化活動支援事業につきましては、8月19日から今度の日曜日までの予定で、13自治会ごとにお集まりをいただき、ご説明をただいま申し上げているところです。現在、昨日までに8地区にご説明を終えたところでございますが、やはりお質しのようなことを私ども申し上げておりますが、それでは事業には取り組めないというふうなご指摘をちょうだいしておるところです。ただ、どうしても今回の事業は、まず、除染が息の長い、1年、2年で終わるものではないという認識に立ったうえで、まず、行政区さんごとに線量計と、それから高圧洗浄機を行政区さんごとに配備をしていただいて、そして、今年はその配備の関係と、それから通学路などお子様方の通学路などについて、まず、おできになるところから除染作業についてお願いをするというものでございます。そして、どうしてもそこで土砂が発生するというふうなことで、その仮置き場についてのご指摘のような問題が生じているといったところでございます。町はいずれ、いま、ここでいつというふうに本当に申し上げられなくて恐縮なんでございますけれども、いずれは仮置き場を確保するということ。そして、現時点ではどうしてもそれが具体化していない。よって、大変申し訳ございませんけれども、一時的に保管していただく場所を設けていただけませんかというお願いをしながら説明をしてきたところでございます。今申し上げたように、各行政区、各自治会さんからの意向なども踏まえて、その仮置き場の確保については、もう少し検討したいと、当然、検討はしなくちゃいけないんですけれども、最終的には国が責任を持つということは、これは国も当然言っているわけで、議員の方々もご存じのとおりなんですけれども、国ですらどこだということがないわけでございますけれども、まずはそのできる部分を活動をしていきたいというふうなことでのお願いをしながらの提案ということでございますので、なにとぞご理解いただければと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 再質問をさせていただきます。

8ページの電源地域振興助成金、これはトンネル補助だから、片方に助成金を要求している団体がある以上はしょうがないのかもしれないんですが、私もこの電源地域振興助成金につきましては、交付金につきましては、毎年の予算の中に入ってくる中で、いささかの疑問はありましたけれども、もらえるものはもらって、町民の役に立つならば良いというふうにこれまでは考えてまいりました。しかし、まあ今回のことがありましてからは、やはりどのような町の事業であれ、スポンサーが東京電力ということがはっきりすれば、これはいささかももらうべきではないなというような、そういう強い態度で、これまで国に対しても、東京電力に対しても対応してきているわけですから、たったこれだけの補助金ではありますが、今回、このような予算化されることは非常に残念だと思うんですが、その辺のところをもう一度お尋ねいたします。

それから、ただいま課長の苦しい答弁がございましたが、確かに町としても町長も国や県に対して、この放射性汚染物の処分、除染に関してはしっかり責任を持っ

て対応してほしいというふうにおっしゃっているわけですが、国は現在、このようなことです。県としても、私は、県に対しても不満なんです、県にしても中間処理場を示すことなく、こういった補助事業を町に下ろしてきているわけですね。町も確固たる仮置き場も中間的に処理するところも示さないで、一般町民に下ろしていいのかと、私は議員としてこの予算を認めれば、これ実行性を伴う事業で、実行部隊は大変苦勞すると思います。その挙げ句にその集めた土砂や草や枝をどこに置くかということで地域でもめる、こういったことは本当に罪を作ることだろうと思うんですね。ただいまの課長の発言では、今回はそんなに熱心に取り組んでもらわなくともいいんだと、せっかく県の予算が来るから、私はそう思ったんですが、線量計とか高圧洗浄機をこの予算で買ってもらえればいいんだというような、私はたぶんそのように理解して、ああなるほどそういうふうにして使えば良いかとは思いますが、でも、現場で説明してはそうは言えませんよね。本気で取り組む実行部隊の人たちが、あとで本当に地域で紛糾させる、こんな罪作りの予算を私は今、町長の確たる必ず仮置き場を町として責任を持って用意しますということを言ってもらわない限りは、なんか通せないと思うんですが、その辺のところをもう一度伺いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 7番 昆久美子議員の質問に答弁いたします。

まず、電源地域であります、これは水力発電所ですので、ご理解ください。飯野町にある水力発電所が隣接地なんです。そのことで電源地域ということでしたいておりますので、原子力ではありませんので、そこをご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

あと今の仮置きなんですけれども、議員からもいろいろ私も聞かされておりますし、頭が本当に痛いところなんです。しかし、このまま放っておけませんので、今回の事業、これは県のほうでも取り組む、県のほうでも我々の要望に応じて、このようなこと出てきわけでありまして、市町村に目標を立てさせたりですね、見つけさせるなどということとんでもないということは申し上げてきました。しかし、それはお互いの市町村がそういうことを言って、一方では、とにかく早く除染してほしいということを寄せられておりますので、今回、町のほうでは地域のほうに向いてやっているんですが、最終的には、町でこれはしっかりと仮置き場は、町民の皆さんの合意を得ながら確保しなくちゃならないと思っています。そのような覚悟で今回、臨んでおります。ただ、地域の皆さん方がいろんなことで、今回の放射線量の問題については考えを持っているようなのであります、いろいろと。ですから、出ていけば進め方はじめ手法についてもいろんなこの思いを寄せていただいておりますので、そういったことも踏まえながら、総合的な中で対応していきたいと思っておりますが、とにかくこの仮置き場につきましては、大変頭が痛いところです。今、具体的には伊達地方衛生処理組合も8,000ベクレル未満のやつは処理して良いと言っているんですけども、しかし、処理できないで今、いる状況で

す。広域でも、そういった処理ができない。施設へ持っていっても、そういったことの中にあつていろいろと問題が広がっているんでありますけれども、今度は一方では早く除染活動に入ってくれと。川俣だけでないんでありまして、動いております。ですから、私どもも、そういったことを踏まえながら、議員がお質しのようなことも十分これは頭に入れながら、今回の事業には取り組んでいく考えでありますので、町内からも、おれのところではとても置くところなんてないですよなどと言われております。そういったことを意見をいただきたいということで、いただいております。ですから、最終的には、そういったことには町としてしっかりと対応していくというようなことで、説明会の方には臨んでおりましたので、いろいろ議員も何かと地域の皆さん方から寄せられたことでの発言だと思いますので、我々もそれを重く受け止めてですね、この除染事業についてはなんとか早めに取り組みながら、次のステップに臨んでいきたいと、そんな考えでありますので、ひとつご理解のほど、これは本当に伏して理解をお願いして今、歩いているんでありますが、そういったことで、ただ、先程来言われたとおり、町のほうでできないところはちゃんとやるんだよということは、それはそのとおりでありますから、それは町のほうでまた、場所等について出てきた時点で、議会のほうにも当然話をしながら、皆さんの了解を得て、町としても除染活動に入っていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 地域の皆さんも大変苦慮しています。自分らにできることを本当に、子どもたちのために何でもやってやりたいという父兄の方もたくさんいらっしゃいます。ですから、早く本当に取組んでもらいたいわけですが、やはりそれには、町として取り組める状況を作ってやる。町長、これ本当に責任問題で大変だと思いますけど、それを国や県にも求めている以上は、町はこれ以上地域の人たちに責任を押し付けないで、町として、町長としても、私ら議員もですが、町の町有地、どこかやはり仮置き場を決めたうえで、できればこの事業に取り組んでほしいと思うんですが、もう一度その辺のところお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、お質しのとおりですね、町のほうで最終的には町で確保しなければならないと思っています。それは確保することを前提に考えながらですね、今、その話し合いをしておりましたので、そういったことを理解いただきながらこの事業を円滑に、そしてまた町民の皆さんのためになる事業として取り組めるように進んでまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 12ページなんですが、食品放射能測定器購入費なんですが、これ3月の計測の時点で2,970ベクレルの畑の数値いただいたわけですね。当然、その時点で予測されるわけですよ、食品については。なぜこの5か月も経っ

た今、購入になったのか。当然、夏野菜の出荷とか自家野菜の消費とかでみんな困っていたわけですね、現に。これは当然想像できたわけですよ。なぜ今になったのかについて、まず、1つ。

あとその復旧もしていないのに、復興会議なるものが形成されているんですけど、この復興会議は何をするところなんですか。過日、全員協議会の中にあつた資料の中では、あて職のメンバーで11名でしたか、あつたんですが、復興会議に至る復興する前提があるわけですね。いわゆる被害補償、賠償も含めたトータルのものができて、それに今度元どおりにする復旧活動があつて、それで復興だと私は思うんですけど、順序というものは。全くその状況が見えないのに復興会議なるものが設置されているんですけど、なぜあて職だけになったのか、もっと言えば、もっと農業の専門家があそこに1名しか入っていないですね。それは、なぜそういう形になったのか。その予算は委員報酬も含めて、何回ぐらい例えば35万2,000円で復興できるのかどうか、この根拠について、まずお尋ねします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） まず、12ページでございますが、食品放射能測定器購入費がなぜこのように遅れてしまったのかということでございますが、大変、町といたしましても、3月12日以降、避難者の受け入れ、多くのボランティアの方々のご協力を得てしてきたわけでございますが、その受け入れやら、その後のいろんな対応をしながら進める中で、なかなかこういった機器、どういう機種があるかも含めて、あとどういうところからどういうふうな手段で購入するかということも含めてなかなか情報も入らない状況がございました。最近になってですけども、例えば福島市の方でもロシア製の給食の食材の購入の話が出てきて、私のほうも福島市の担当者のほうに行っているいろいろ話をお聞きしたところでございますが、また、今回の測定器につきましては、実際、広野町さんのほうからのお話もございまして、先ほど申し上げましたように、職員が野菜とか持って行って操作をしましたところ、ああ、こんなに難しくないとか、ある程度食材を細かく刻んだものをその検出容器に入れて測定して、まあ10分とか、最低10分ですか、あともっとかかるのもあるんだと思いますが、ある程度パソコンの操作ができれば、あとパソコンで出たデータをどういうふうに読むかということも含めて、そういったこともできるんだということになりましたけども、なかなかこういったことの情報も、ただもちろ

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長、今、質問の答弁がちょっと外れていますので、修正してください。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） はい、失礼しました。また、こういった情報につきましてもなかなか入手できないということもございまして、大変申し訳ないんですが、こういった時期になりましたことはお詫び申し上げながら、今後の中ではこういったものをきちんと活用して、食品の安全というものを確認しながら対応しながら対応していきたいと思ひます。

あともう1つですね、復興会議の関係でございますが、これは先ほど復旧がないのにかお話ございましたけれども、例えば復旧というのは一般的にはハード事業とかを指しておりますけれども、あと原状への復興の場合、原状に戻す場合は、通常再生とかという形でやっておりますけれども、復旧工事につきましては、今回、予算を上げておりますように、例えば災害で緊急性の必要なものは予算、ハード事業、特に予算計上しています。また、あとモニタリングの関係で、例えばいろんな放射能に関する指定地域がございまして、そのために文科省が中心になってモニタリングの作業をしております。先ほども町長のほうの提案要旨の中でも説明申し上げましたが、文科省のほうで例えば山木屋地域の中で、2キロメッシュの中で、更に500メートル区切って16か所のモニタリング調査で126か所の調査をやっているわけでございますが、それは期間に向けた第1段階の調査ということでございます。ただ、この調査結果を今後どのようにして例えば期間の判断をするとかというところまではいっておりません。また今般、そういった関係で除染に関する法律が、ちょっと今日の具合は分かりませんけれども、23日は衆議院通って今日は参議院が通過するようなお話がございましたけれども、そういった中でもきちんと除染作業というのは計画区域については、きちんと除染をやっていくというふうになっています。で、そのただいま復旧、復興の話で申し上げましたけれども、もうそういった段取りを組みながら進めておるのが、まず、復旧、復興の関係でございます。復興会議においては、これからこれは山木屋地域も含め川俣全域の中でどのように今、こういう厳しい状況になっている状況から脱却するか、再生、数字は0、今はマイナスだと。マイナスから0に戻して、更にそこから復興させるんだというような考えでございますけれども、これは前にもこの策定方針の中でも、例えばこれは国の予算とも絡むわけですが、10年間を目途に取組みの方向性を示しながら、当初5年間を集中復興期間と定めるというようなことで考えております。その中では、例えば計画作成の視点としまして、防災、減災を目指すとか、マイナスからゼロへの再生を目指すとか、また、健康の増進と医療の充実を目指すとか、魅力ある産業への再生復興を目指すとか、再生可能エネルギーの活用を目指すとか、また、将来を担うたくましい子どもたちの育成を目指すとか、また、更なる協働のまちづくりを目指すというような、そういった具体的な目標に向かってどのような計画を作ったらいいか。

○議長（佐藤喜三郎君） あの前長に申し上げます。

もう少し簡潔に答弁願います。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） はい、失礼しました。それが、そういったことを考えて、お互いに意見を出していただいて、計画を策定していくのが復興会議でございます。

あともう1つ、なぜ専門家が本当に1名しか入っていないんだということでございますが、近畿大学とはアドバイザー契約をいたしまして、その中でも総合的な大学で各分野の専門の先生方がいらっしゃるということで、この復興会議の中でも、

このメンバー以外の方でも意見を聞きながら、計画に盛り込むようなことでも考えておりますので、それについてはこういった関係で1名ということで、現在、まだ1名でございますけれども、いろんな分野の先生方もお呼びしたり、それぞれ例えば福島大学の先生にもお願いしておりますけれども、福大の先生とかもいろいろ意見を聞きながら、これは計画に盛り込むということは可能なことで考えております。

あと復興会議の開催につきましては、現在のところは、これからは5回ぐらいを予定しております。委員報酬としましては35万2,000円、費用弁償としましては46万1,000円を考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 大変詳しく聞いていないことまでお答えいただいたわけですが、やっぱり認識が違うんですね。今言った復興会議をやっているような状況じゃないということの認識が全くないんですよ、現実ですね。今、例えば避難にしてもなんでもそうなんです、復旧、復興なんか求めている状況じゃないんですよ。今、とりあえずの生活をどうするんだと。まあ、わずかな義援金がぽつぽつ来て、生かさず殺さずの状態で今、狭い長屋生活をしているわけですけど、そういう現状の認識と、この復興会議をここにセットする認識があまりにも乖離しているんですね、現実には。だから、担当者はあそこに行っていると思うんですけど、いつ帰れるんだなどと言う人はほとんどいませんよ、今。今、どうやって補償してくれるんだというのが大半ですよ、今、現実には。これ借り上げにしろ、買い上げにしろ。これ今、現実なんですよ。今、あえて申しますけど、例えばたばこ廃作の今、状況になってますよね、求められてますよね。それを申し込むと、今年で終わりだと。今の来年の作りたいと希望すれば、その補償も受けられる。ところが今、現実は無職ですよ、その人たちは。今、20代、30代の人、例えば結婚控えていたとしたら、無職では結婚できませんよ。こういう現実が今、横たわっているんですね。だから、復興会議難というのは、私はずうっと先で良いと思うんですけど、これやるだけやっても構わないんですけど、まして、近畿大学の私、4人の話聞きました。とても、アドバイザーの資格があるとは到底思えないです、あの人たちに。全く常識外のメンバーでした、あの話を聞いたら。私は言語道断だと私は言いたいですが、あのメンバーについては、近畿大学なるものは。いわゆるそういう意味では、気持ちは分かりますけど、復興会議なるものが設定できるような状況じゃありませんよ、現実には。むしろその以前の復旧をどうするか、この先をどうするかということをもう少し復興会議の前に私はやるべきだと思います。そうすれば、あのようないいですか、大学の2人入っていますよ、福島大学と近畿大学、近畿大学は、私はいかななものかと思いますが、そういう人たちが入ってやるような状況じゃないでしょう、現実には。だから、さっきの除染の話と同じように、県で来たからやるというからやってみたというふうになる。これもう1回お尋ねします。もし、復興会議のことについては、前回の全員協議会でもメンバーも含めて考え直せということで全員協議会でありましたが、これはこのまま突っ走る考えなんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、答弁は昼食後といたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は、１時３０分といたします。（午後０時２７分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。（午後１時３０分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 会議を進める前に申し上げます。

室内温度が上がっておりますので、上着を脱がれる方は、脱いで結構です。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、休憩前に引き続き、議案第５５号の質疑を続けます。

５番 菅野清一君の再質問に対し、答弁を願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 先ほどのご質問の復興会議メンバーは、このままでいくのかということでしたが、まず、復興会議のメンバーにつきましては、各界を代表していただいております。例えば商工業者の代表とか産業者代表、また今回は計画避難でありましたけど、山木屋地区の代表の方とか、あと町民の代表、女性代表とか、ＰＴＡ代表、福祉代表、また、医療保険代表とか、あと先ほどの原子力関係の代表の方とか、あと行政社会学と言いますか、町の方の振興計画でも審議会長を務めていただきました先生にお願いしたりですね、各界を代表しておりまして、また、必要に応じてその意見を聞くことができるようなことにもしておりますので、メンバーにつきましては、このままでいきたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 質疑ありませんか。菅野清一君。

○５番（菅野清一君） どうしてもこのままでいくという不退転の考えなので、それはそれとして、現状を見ますと、先ほどからあるように、例えば除染１つにしたって、国も県も東電も丸投げで市町村に来てると、補償、賠償についても何ら進みもしていない。一方ではそういうことをよそに、収束も見えない状況の中で復興会議だけが目についている。もっと現状をきちんと把握していただいて、真面目に真剣に議論する場所を確保してもらえよう要望して、質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。新関善三君。

○９番（新関善三君） ９番 新関です。１４ページにあります線量計の購入事業費のことについて、お尋ねをいたします。ご存じのように前回は、各自治会のほうに線量計を配布した。また、新たに１００台ほどここに購入する予算が計上されておるわけでございますけれども、今度の線量計の配布等々について、明確な１００台の計画の根拠なるものはどこにあるのか、どういったことでこの１００台を計上したかということが１点。

それと、震災以来、非常に各町村ごとに線量計、モニタリングをやっていただいておりますけれども、モニタリングの方法なり、あるいは箇所等についても非常にお粗末な点があります。今度は線量計が各自治会に入ったということで、それらの明細はきっちり出てあろうかと思うんですが、そういったデータがまだ公表がされてないというふうな結果があるわけでございますけれども、その傾向と、それと併せましてモニタリングをした箇所等についても何百箇所あるか分かりませんが、やはりパソコンに入力してある以上、どういった活用の仕方をするのが適切なのか。あるいは、どういった啓もうをすれば住民の方々が、ああこの地帯は、あるいはここが傾向としては高いわいと、そういったところから除染なり除染の活動も的確にやらなくてはならないんじゃないかというふうな気がするわけでございますので、是非そういった一覧表の組み替えも是非していただきたいということが2点です。

それと、その配布先等につきましても、非常に線量計の個数が川俣町は他の町村と比較しまして非常に少ないわけでございまして、例えば幼稚園、小学校、あるいは中学校等につきましても、飯舘の生徒の皆様方も川俣の校舎を使って同居して学習、あるいは幼稚指導にあたっているということでございますけれども、そこで気がつくのは、飯舘の先生方は、皆、線量計をもう当初から持っている。幼稚園に行っても、小学校に行っても自分らの住んでいる学校管内のつぶさにわたっての状況が全然知らないでいるわけですので、そういったこと等についての川俣町の今までのやり方で良いのかどうか、そういったことも検証されておると思うわけでございますので、これらの対応を是非お願いしたい。

それともう1点は、これはテレビの報道で分かったわけですが、ウクライナからですよ、線量計、福島県には1,000台ずつ、普通の線量計とガイガー的な計数器が1,000台ほど寄附されておるわけでございますけれども、そういったものもいち早くやはり発信することによって、川俣町の配分、あるいは配分数量も多くなるのではないかという気がするわけですので、是非そういった県でやっていること等についても、大いに活用をしていただきたいというふうをお願いするわけですが、もし、現時点で、この1,000台のうちから一般の線量計、あるいはガイガー計数器が何台ぐらい配分になるのか。あるいは、それらの配分方法、活用方法等についても、もう既に掌握されておると思うわけでございますので、このこと等についてお願いします。

それと、もう1つだけね、伊達市も非常にモデル的に除染の対応をしている報道がされておるわけでございますけれども、伊達市は個別に個々に除染チームを作って除染をするんだと、あるいはそれと併せまして通学路につきましても、非常に川俣町は自然が豊かなわけでございまして、山林がかぶっている、あるいは近隣が草が相当覆い茂っているというような環境条件にあるわけでございまして、伊達市ではプロジェクトチームを作って伐採までするというふうな具体的なことが市長自ら公言しておるわけでございますので、是非川俣町でも他町村に負けないように方法

と具体策を早急に明示をしていただきたい。そのことが、これから各地区で相談されます川俣町線量低減化の活動支援事業等についても、当然、同時並行して進めなければならないことが多々あるわけですので、そういったことを対策本部ではどのように考えているのかについてお伺いをいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、線量等緊急整備支援関係で、100台の積算をしたということで、どういうふうにしたんだということだと思いますけども、まず、これは基準額が示された金額になるべく近い金額でやろうということは考えました。あとまた、線量計そのものもいろいろありますけれども、例えば一般的に最近購入されたのは、10マイクロ以下しか測れないというのがありましたけども、そういうのではなくて、もうちょっと高い数値まで測れるものがほしいというのと、あと誤差につきましても、あまり誤差がないものということで先ほども申し上げましたが、誤差は15%ぐらいのものということでありまして、その基準いっぱい大体100台ぐらいというふうに算出しました。で、配布先につきましては、例えば小学校とか幼稚園、保育園、わいわいクラブ、また、自治会も1台では足りないというふうなお話もございましたので自治会とか、あと妊産婦とか、そういった方々に貸し出しも含めた保健センターとか、あとそれぞれ関係各課の中でも保有しながら、あと貸し出しについても対応するというようなことで考えております。

あとモニタリングの関係のデータとか箇所かでございますが、川俣町は一番最初24か所、その次25か所から始まりまして、最近は毎日ではないんですけども、毎日25か所に、あと1週間に2回ということで、全部で53か所やっております。また、8月5日には181か所やりまして、それは今度の広報紙にも載せて全町民の方に周知する考えでございますけれども、そんなことで、まずはまとめたものを皆さんにお知らせするようなことでしておりますが、よその自治体なんか見ますと、例えば1から2までは何色とか、2から3は何色と色別にして地図の中に落として、本当に分かりやすいような形で配布しているのがございましたので、川俣町としましても、そういったことも考えながら、本当に見たときにある程度一瞬で分かるような形での広報も考えております。また、車によるモニタリングでございますが、これも23日、国の原子力班と県の班、あと町の方でも一緒に協力しまして、町内をこれは計画的避区域以外のところをかなり幹線、枝線まで全部測りました。それで、その結果はまだ来ておりませんけれども、その結果がこちらに届き次第、また、これも1つは、自動車サーベライズ情報というのは、新聞でちょっと分かりづらいんですけども、青色とか黄緑とか出てますけど、新聞にまずは発表されます。あと町の方にもそのデータとしてメールで送って来られますので、そういったデータを活用して、先ほどの色別にするような形で地図にきちっと落としながら、どういうふうな状況になっているかを印刷をして配るようなことも考えております。

あと例えば飯舘さんの線量計の関係でございますが、川俣町でも例えば先生方も

含めて、積算計は先生方もそれを身に付けておりまして、それは対応していると思います。あと飯舘の方も、私も飯舘さんの方いろいろ聞きましたが、自分のところで買ったというよりは、飯舘の皆さんの場合は、屋内待避区域に入ったんですね。その入った段階でいろんな団体から届いたという話で、種類は様々でしたけども、確かにたくさんの機械を保有されているようでしたが、例えばそれぞれ提供されたというようなお話でございました。

あとウクライナからにつきまして、町としましては新聞等、あと県の方にもお願いをしまして、できればたくさんいただきたいということで要望しておりますが、50個ぐらいということで要望しているところでございます。

あと伊達市の除染モデルということでやっておりますが、まず、1つには、航空機モニタリングの中で、アメリカのほうから借りた高精度の機械を使ったもので、まず、セシウムの、ヨウ素はほとんどないですから、134と137がどういうふうに散らばっているとか汚染されているかを調べて、その次に川俣でもやった自動車サーベアの調査をやりまして、その段階で例えば2.7とか2.8、この辺はいろいろあるんですけども、2.8から3.2ぐらいのところは、やはり詳細調査が必要だということで、伊達市の場合はそれで詳細調査をしまして、そういったところでホットスポットと言われるところについては、モデルで洗浄するんだということでございますが、先日の県のお話でございまして、やはりある程度そういうふうな状況なところは、やはりモデル的なものをやるというものと、あと計画的避難区域については、国のほうで責任を持って同じような対策を取るというようなことを明言されておりますので、それは川俣町の計画的避難区域には、そういったことが行われると思いますけども、あとそれ以外の区域でやはり伊達市とかでやったような、例えば2.8、これはあくまでも空間線量でございすけれども、空間線量例えば子どもの場合50センチ、大人1メートルで2.8とか3.2の間が出れば、また、それは国の方の詳細調査が入りまして、それでどうしてもホットスポット的な状況で、そういったモデル事業を実施する必要となれば、また、国の原子力災害対策本部なり県のほうの対策本部とよく協議して、それは同じような対応になろうかと思っております。以上で答弁いたします。

山林につきましては、なかなか例えばよそのモデル的な除染の事例を見ますと、例えば家屋の中でなかなか線量が下がらないところは、50メートルのエリアで大体伐採が必要だとか、伐採がいかなくとも下枝を引き取ったりしなければならないという状況があるというふうなことでございすけれども、そういったことまではなかなか困難だということが今、出ておりまして、例えば伐採したもの、これは汚泥の処分と同じでございすが、伐採のしたものの処分の方向も決まっておりますけれども、これは国の方でやはり具体的にどういうふうな処理をするか、その対応をするかということはこれからですけども、きちんとした指針を作って示したいということでございすので、それにのっかってやるのがより良いのではないかと、いうふうに考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 再質問いたします。

今、何点か質問、低減化の活動事業については、先ほど来の前段でも質問あったわけですが、まず、根本的に最終処分ができないところが何と言いましてもネックになっているわけですので、早急にそのこと等については、県、あるいは国の方針が明確に出るまでは、市町村としては動けないというふうなことでの理解で良いのかどうか。

あと前段で今、各地で行政区、あるいは自治会を中心に説明会をやっているわけですが、そういった中でも、しからば自治会の役割と行政区長の役割をどのような位置づけして、町村の会議ではやっているのか。あるいは、地域に入っては、どういった役割分担で地域の方々の協力を得て、除染に積極的に活動するというふうなことについては、どういったマニュアルの下に指導していくのか、そういったことも、今時点ではっきりしないですね。ただ、座談会をやるから集まれと言っている。しからば、その座談会の方式も各自治会に参集者は任せてあるのか。あるいは、あらかじめ前段の会議の中では、参集者はどういった方々を参集して相談してくださいというふうな指示があったのかどうかについては、確認をさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 9番議員のご質問、国の方針が決まらなないと、町が動かないのかということのお質しがあったかと思いますが、これにつきましては、先ほど町長が申し上げたとおりで、町として仮置き場の確保に努めていくということでございますので、国の最終的な処分場の決定を待っているまで座して待っているわけではないということでございます。

次に、この線量低減化活動に関する自治会さんへの提起の仕方、行政区さんへの提起の仕方などについてのお質しであります。まず、8月9日に自治会の連絡員さんの協議会にまず事前説明ということでご説明をし、その際に各自治会ごとに行政区長さんにお集まりをいただき、説明をさせていただきますという提起をさせていただきました。それを受けて申し上げますように、19日から今度の日曜日までの日程で、各行政自治会ごとに、その自治会の範ちゅうに含まれる行政区の区長さんに集まっておいただき、今は区長さんへの説明会を開催をしているところです。よって、その今、座談会という言葉があったかと思いますが、座談会ということではなくて、まだ、だから住民の方お一人おひとりではないです。提起を申し上げているのはそこまでは至っておりません。その中で先ほども申し上げましたとおり、いろいろな提起なりご意見をちょうだいしておりますので、そうしたものを整理し、また、是非支援事業を行政区単位、何といても一番自然に自治活動が進められる単位が行政区単位であるという判断の下に進めておりまして、そのようなご理解をいただきながら、この事業を推進させていただければと思っております。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○ 9 番（新関善三君） 線量計の台数等については、その事業には相まって 100 台と。あと新たに予算化したものが 100 台、それとウクライナから来るのが 50 台要望しているけども、15 台になるか 60 台になるかは定かでないけれども、50 台は要望している。合わせて 50 台なんですか、それともサーベーター式のが 50 台なのか、あるいは一般線量計が 50 台なのか、その詳細をまず、お知らせをいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問でございますが、まず、線量計の台数につきましては、100 台でございます。あとウクライナからのもので要望しておりますのは、これも通常の線量計、時間当たりのマイクロシーベルトを測るものとして 50 台を要望しているということでございます。以上で答弁いたします。

通常の時間当たりのマイクロシーベルトを測ることができるサーベーターでございます。例えば積算計というのがありますけども、あれは 24 時間ずうっと積算されるんですけども、あとその線量計によっても積算もできるし、あと時間当たりの放射線量を測るのもできますし、いろいろあるんですけども、今回、要望しておりますのは、時間当たりのマイクロシーベルトを測ることができるもの 50 台ということで、ウクライナの分については要望しているということでございます。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに。遠藤宗弘君。

○ 14 番（遠藤宗弘君） まず、私、今の行政の動きを見てみると、非常にカタツムリより遅いぐらいの動ききりしてないんじゃないかという感じがしてしょうがないんですね。まずは予算は取ったけれども、ほとんど実施に移されない。例えばついでに言いますと、保健センターなんかは危険だから、すぐ取り壊さなくちゃならないんだと言っているけども、あれはもう予算も何も取っているのにそのままですよ。これではね、あっ福祉センター、これはやっぱり危険で取り壊すというならば、やっぱり即やるべきですよ。これは行政がちゃんと入札なり何なりさえすれば、すぐできちゃうわけでしょ、こんなの。それを全然やらないというのは、やっぱりおかしいと思うんですよ。そういう観点から見ると、今度の予算にしても、5 か月もかかってやっとこの義援金を町民に配るというんだけども、ここからまたああだこうだと言ってね、口座が分からないだの何のかんのと行って 2 か月も 3 か月も延びたんでは意味がないと思うんです。だから、1 つには、この義援金は、いつまでに配り終えるのか。目標を持たない行政というのはないと思うんで、そこを明確にまず答えてもらいたい。

それから、いわゆる社会教育復旧、災害復旧の問題なんですけど、これは端的に言えば、町長が議会に対する提案の仕方が間違っていたからこういうふうに遅れているわけですから、これについても、これは工事費は全部取り下げたわけですが、これ設計委託料をちゃんとやったわけですから。そうすると、私の期待からいけばね、この 9 月議会中にでも、やはり本工事に入れるような体制を取っていただきたいと

思うんですよ。一日も早くやっぱり体育館やなんかというのは必要なものなんですから、こういう点でいつまでにどういうふうに動こうとしているのか、この点についてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

見舞金の給付の時期でありますけれども、申請書類を今後、発送いたしまして、受付開始後、到着した分から順次お支払いをしまいいりますけれども、受付期間につきましては、本年の12月までを予定をしているところであります。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（松本康弘君） お答え申し上げます。

体育館関係の日程と言いますか、これからの予定でございますが、はっきりとしたことにつきましては、設計を組んだうえでということにはなりますが、現在の段階で見込んでおりますものは、これから予算を通していただいてから入札の手続き、それから実際の設計委託等の業務を含めると、やはり2か月くらいはかかってしまうのかなというふうには思っております。

それから、設計が出来上がりましたら、工事費の補正を行わせていただいたうえで、また、入札と契約等の議会に提案させていただくということもありますので、それらにやはり最低1か月くらいはかかるのかなというふうに思っています。

それから、工事につきましては、やはり3か月くらいは今の段階では見なくちゃならないのかなというふうに思っていますが、その点につきましては、設計の段階でどれくらい詰められるかということになるかと思えます。また、そのうえ、補助申請や国の査定というのをうまくその時期に合うかどうかというようなこともございますので、その辺まで考えますと、今の段階では3月中旬までになんとかできればいいのかなというふうには思っておりますが、ただ、事前着工等の道もありますので、その辺は県、国と相談しながら、少しでも早くできるような方向を探してやっていきたいというふうに思っています。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） ただいまの答弁に対しまして、補足をさせていただきます。

見舞金の支払時期でありますけれども、9月中の支払いを目途に、今後、詰めてまいりますけれども、受付の期間につきましては、受付申請の漏れ等も考慮しまして、年内12月までは受け付けるという内容でありましたので、ご理解をいただきたいと思えます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 1番 高橋ですが、あんまりいっぱい聞きたいことありすぎるので、聞かないようにしようかと思っているんですが、町長ね、これいろいろ議会が3月からいろいろ要望して、五月雨的にいろんなことが補正予算に出てくるんで

すが、町民も含めて、私たち議員も含めて思うのは、全体像が見えないんですね、全体像。どこに向かって今、何をやっているの、これが町民の人たちにも伝わってこないし、我々にも伝わってこないわけですよ。具体論で言えば、例えば復興会議の話ですけども、山木屋の再生プランだか復興プランというのを前、総理大臣出しましたよね。町長直々に首相官邸に。じゃあの山木屋のあのプランは、今度の復興会議の策定指針なり何なり見るとね、どこにも位置づけないですよ。復興計画が何たらだかたらだと書かれているんだけど、山木屋の総理大臣にまで出してきたプランですよ、じゃ、その復興会議の中では、どういうふうに位置づけされるのか。これから作ろうとしているのかですよ。それを復興と言ったら、川俣町全部ももちろん復興しなくてはいけませんけども、最大の地区は、やっぱり何と言っても山木屋ですよ。すると、山木屋が一番大変なのですよ、山木屋が今、復興という話ができるかというのが、多くの山木屋地区の話ですよ。だって、復旧されてないんだもの。戻る条件が出てきて、初めて復興の話になるわけじゃないですか。ですから、復旧が先ではないかというのが、多くの地域住民の方々の声なんです。そうすると、例えば具体論で言えば、今、畑ぼうぼうですね、田んぼもぼうぼうですよ。もう夏越えて堅くなってますよ草も。あれもう1年過ぎたらですよ、あれ草刈り機で刈りなさいと言ったって、草刈り機で刈れなくなりますよ。じゃ、今年の秋、山木屋のあの耕作放棄をしている田んぼ、畑、これについては、川俣町はどう考えているのか、何もやらないのか、草刈りさせるのか、そういうことが、一番私は大事だと思います。そういうものの具体論の積み重ねのうえに、復旧とか復興という話が芽生えてくるのであって、田んぼは、畑はぼうぼうで、木戸道も草ぼうぼうで、それで、復興だと言われてですよ、本気で考えたり意見を出し合う状況にはなりませんよ。そういった具体論を議論する場というのが、本来は山木屋の人の声を聞かなかつたらできないわけじゃないですか。そして、なおかつ、もう1つは、若い人の声を聞かなかつたらですよ、この原発災害は10年、20年、30年と言われているわけですから、10年後も20年後も地域を担っているのは若者じゃないですか。その若い人たちが全然入っていないじゃないですか、復興会議のメンバーに。そういった中で議論をして何をやろうとしているのか、復興計画作るような頭で作るようなものではないと思うんですよ、ですから、その辺の町長の決意たるやお聞きをしておきたいと私は思います。

それから、線量計の低減化補助事業補助金であります、これは多くの議員と私も同じ立場ですけども、町長の話だと町で仮置き場を確保しますということをやるといことなんです、逆な言い方ですが、町で仮置き場を確保しない限りはこの事業は地域には進めないということによろしいのかということです。これができなかったら、川俣町に100か所のホットスポット作るということになりますよ、町長。放射線が高い汚泥を集めて、袋詰めて1か所に仮置きした。草を集めて仮置きしました。行政区ごとにやりました。そしたら、そこはホットスポットになるじゃないですか。それでは、かえってホットスポット作るための事業をやっているよ

うなことになりますよ。ですから、町が仮置き場を確保したときに初めてこの事業を展開していくんだというふうにしないと、かえって地域の方々は、住民の間で、なんでおまえの土地貸さないんだ、山荒れているのになんで貸さないんだみたいな話になりますよ、住民間の対立になっちゃいますよ。ですから、そういった考え方でよろしいのかお聞きしておきたいということと、もう1つは、苦言を呈しておきますが、先ほどの全員協議会で、この川俣町線量低減化活動支援事業実施要綱と交付金要綱いただきましたが、この施行期日は、23年8月15日なんですよ、どちらも。8月16日には全員協議会があって、この問題について多くの議員が議論をしたわけですよ、質問もしたわけですよ。しかし、この要綱、あるいは補助金の交付要綱、実施要綱含めて、提示もされなければ説明もしなかったですよ。予算もないのにですよ、予算もまだ議会でまだ通ってもいないのに要綱は作って、住民には説明しました。これから予算を取るんですというやり方でしょう。ですから、全体も見えないし、何をやっているのか分からないというのが、私はこの5か月間で、ずうっとこの災害対策を当局と議論しながら感じていることなんです。なんで逆さまの日付ですよ、議会でこれほど質問が出ているのに、15日に既にこれ出来上がっているのに、議員には説明しないで自治会だの区長会には説明するんですか、そこをお聞きしておきます。以上、3点です。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

それぞれ質問にあるようなことで、私もそのようなことで思っているところがあります。まずは、復旧なくして復興はありません。私は、山木屋地区について、まず、その除染計画もしっかりとやって、今、国の方でも土壌調査をやっておりますけれども、そのために今月の中に山木屋地区126か所を線量調査も再度やっていただきました。そのようなことをしながら山木屋の線量低減化をやりながら、戻れるような環境にしておかなければ、いくら原発の事故が収束して、戻ってもいいよと言われてもなかなか戻れないと思いますので、そのような計画の下に今、進めております。また、農地等についても質問のとおりでありまして、草丈が伸びてくる、なかなか大変な状況になってくると私も思っております。1年間何もやらないで手をかけなかったらば、もう次はまた大変だろうと、2年目になったらまた大変だというような状況に私はおかれているのかと思ひまして、国の方にも、いわゆる農地の管理作業について是非その入らせていただきたいというようなことで要望をしております。今般、お盆の前にお墓の片付けなり、自宅周辺の片付けをやっていただきましたが、この後はそれぞれの農作業道の管理作業について入っていただいて、草刈りなどやってもらう段取りなんでありまして、もう一度その山木屋に入っ、ふるさとに入っ、その田畑の管理をするということの計画を立てております。ただ、畑をうなったりすることについては、これはなんぼ要望活動言われているのは、今、線量調査、どのように土壌改良をしたらいいのか決まっていないので、畑をうなったりということだけはしないでほしいというようなことが言われているの

が現実であります。しかし、畑の間でも雨が降ったり、土地が荒れてきます。立派な畑の真ん中あたりに1本の筋が入ると、その後の雨で大きく崩れるようなことになりますので、そういった現状の状況をしっかりと国の方にも訴えております。そのためにも、次につなぐためには、そういったことを要望しながら、なんとか山木屋の現状のやつを管理できないか。しかも、地元の皆さんの力を借りて管理できないか、させてくれというようなことで要望しておりまして、質問にありますように、復旧をまずしなくては復興というふうにはいかないということでもあります。また、若い者が入っていないということでもあります。今回の委員には、11名の方が入っているわけでありますけれども、町全体の復興計画の中における山木屋の位置づけが見えないということでありますけれども、今、計画避難になっている山木屋の位置づけにつきましては、この計画的避難区域の解除を目指したこのモニタリングの調査なり、土壌改良なりをしっかりとやっていくことだと思っています。もう1つは、いわゆる農地が使えなくて、仕事から離れている皆さん方がおりますので、そういった皆さん方の仕事の確保ということが、この復旧、復興につながる私は大きな柱だと思っておりました。そういうことも、この中では議論をしたところでございますが、また、健康管理事業につきましても、これは子どもさんからお年寄りまで、山木屋だけじゃなくて町全体の健康調査事業に入るわけでありますが、先行調査ということで山木屋等はやっていただいておりますけれども、そのような人の健康管理もし、また、調査もして対応、対策を取ることと、除染活動をして自然の田畑などをしっかりと次につなげるようにしていくと。また、自分たちが住むところ、あるいはまた、公共施設等も戻ればすぐに使えるようなことにしていくことが、私は、今度の復興計画の大きな柱であると思っておりますので、質問にありますようなことについても、この復興会議の中では議論を深めていく考えでありますし、若い人たちについても、その委員会、先ほど課長の方から答弁ありましたが、それぞれの専門の委員会の中を作って、そういうことを聞くべきだというような提言もいただいておりますので、議員からもお質しありましたが、そのような場を設けていく考えでいるところでございます。

次に、8月15日に決まっててというのは、大変失礼いたしました。そういったことのないように、町のほうでも対応していかなくちゃならないと思います。申し訳ありませんでした。

あと仮置き場の件でありますけれども、これらにつきましては、何度も答弁させていただきましたけれども、それぞれの地域の中であって、今、議論していただいておりますが、あちこちに仮置き場を増やすということではなくて、その量の問題等もいろいろ出てくると思うんです。除染しなくちゃならないところが、どういう箇所になってくるのか。これは線量の結果で決めていくわけでありますけれども、そのことを受けて、どういような除染の方法があるのか。皆さんのボランティアだけでできるのか、それだけできないところもあるのではないのか、そういうお質しも受けております。そういったことを踏まえて、いわゆる土砂の仮置き場に

については、町が責任を持ってこれはやっぱりやっていかなくちやならないことが、基本的な考えであります。ただ、それぞれの地域においても、このようなところにも置き場は考えられると、そういったことを私はピックアップしていきたいと思っております。もちろんご質問でありますように、ホットスポットになるような管理はできませんので、仮置き場と言えども、その辺の管理をしっかりとやっぱりやっていくことが大事だと思っております。そこに置いたことによって、その線の量が高くなって、周辺の皆さん方が健康不安を感じるというようなことは、我々はそんなことでの仮置き場の設定はする考えはございませんので、質問にありますように、しっかりと住民の皆さん方の理解も得て、また、管理の仕方も放射線量が拡散しないような、よそにこぼれたりしないような仮置き場ということを考えていかなくちやならないと思っております。今回、それぞれの地区の皆さん方との説明は終わり、いろんな意見が出されておりますので、それをとりまとめて、また、議会の方にも、これは遅れることなく、このようなことの現状だと、このようなことで考えていきたいということを出していきたいと思っております。町有地も含め、国有地も含め、県有地も含め、いろいろ町内のところですね、これは具体的には今、事前に確認と言いますか、やっているんでありますけれども、そういったことも踏まえながら、今回の除染は、国の方に要望活動もやってきているんでありますが、なかなかそうもいかないのが現状でありまして、ようやく23日の衆議院の環境委員会の中で、その方式が固まり、ガイドラインなるものができてきたんでありますけれども、市町村が目標計画を作るんだということがあるわけでありまして、それらは、町としてどのように作っていくのか、予算も何もかかるわけでありまして、除染の方法もあるわけでありまして、そういったことをもっともっと具体的にさせていただかないと、私どもが町民の皆さんの放射線の不安から少しでも和らげ、解決の方法を見いだしていくためには、まだまだ不備な点があると思っております。しかし、国のほうの最終処分場が決まらないからといって、このまま放っておくというわけにも我々もいかないと思っております。いろんな声も寄せられておりますので、そういったことも十分踏まえながら、質問にありますようなことをしっかりと受けながら、情報も遅れなく出して、そして、皆さんと本当に共有した中で、しっかりとした対応を取っていくものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） いろんなことを同時並行的に進めなくてはいけないということですから、これは大変だというのは、それは分かるんですよ。けれども、大切なことは、国も県も私は同じだと思うんですけども、決断をしなくてはいけない人間が決断をして、きちっと国民、町民、県民の前に説明をしないというのがこの間の混乱の原因だと思うんです。ですから、今、町長ね、仮置き場をね何か所も造るわけではなくて、責任を持ってやるんだと言いますけれども、具体論がなければ物事は一步も進まないわけですよ、實際上。その具体論が多くの方の前で議論されないで、いつの間にか今度はあそこになったんだ、今度はあそこになったんだという

話でしょ。全部今までのやり方はそうじゃないですか。ですから、不透明だし、どこに向かっているか私は分からないと、多くの不安と不信感が出てくるんだと思うんです。ですから、町長が私が最初聞いたのは、仮置き場が町長が確保できなければ、この事業はやらないんでしょ、そういうことでいいんでしょということをまず、確認したいということをこの問題で言ったんです。だから、そこを確認させてください。

それから、もう1つは、これ学校の表土剥ぎのときにも私ずうっと言ってますけれども、線量の結果ではやり方変わると町長言いましたよね。今、言いましたよね、答弁で。先ほどの全員協議会では、副町長は2分の1を目標にやるんだと、こういうわけですよ。2分の1というのは、なんの根拠もないですよ、私から言わせれば。じゃ、川俣町は、通学路にしてもなんでもいいですよ。学校は今度は文部省が1ミリシーベルトだと答申出しましたよね。まあ今、除染やったから川俣町はほとんどクリアして、その基準はクリアしていることになるわけでありまして、じゃ、川俣町は通学路にしても、日常の町民が暮らしている地域の中で、空間線量をいくらかを目標にして除染をしていくのかと、これを国が県が言わないから、我々も言えないではダメなんですね、今。だって、法律はあるわけでしょう。放射線管理区域は、0.6以上は放射線管理区域だと法律があるわけじゃないですか、現に日本には。だから、済生会病院に行ったら、レントゲン室には入るなと書かれているのは、そういうことじゃないですか。一般の人入っちゃいけませんよと。X線の検査受ける人だけ入って良いんですよ。あとは、放射線業務に従事する人は、国家資格を取って従事しなさいと、こうなっているわけでしょ、防護しながら。だったら0.6以上は放射線管理区域だというならば、川俣町は0.6以下になるように5年かかるか10年かかるか、それは分かりませんよ。けども、そこが目標なんだと。放射線管理区域以外になるんだと、川俣町は。そういうことを町長が、ボーンと全町民にきちんと発信しないから、何やっているんだか分からない。後追いばかりだ、遅い。どこに向かっているか分からないという話になるんですよ、私は言いたいんです。ですから、これでやって、じゃ、線量の結果でやり方変えると言うんだけど、じゃ、線量の目標はなんぼですか。これを町長が自ら町民の前に明らかにして、その目標に向かって努力するということも必要じゃないですか。そうでしょ。町長の話すると、国の基準持ってきて5,000ベクレルで500ベクレルという話をするわけじゃないですか。だから、その基準を川俣町の目標というのは、なんぼなのか。なんぼ以下にして、町民に安心して暮らしてもらうんだと、若い人にも住んでもらうんだと、そういうをきちっと言って、なぜ言わないのかと。目標で変わると言うんだから、そこを町長に言ってもらいたい。で、ついでに言うならば、例えば食品の話もそうですよ。検査機械買うのも良いけれども、その検査機械使って川俣町の農家、自家菜園で作っている、その検査体制はどういうふうにするんだなどということは、一言も我々に言っていないわけですよ。だから、質問も出るわけじゃないですか。買うのは良いけれども、じゃ、検査体制どうするんですか。どう

いうものをものを持ってきて、どこに置いて、どういう仕組みの中で、地域で作っている、農家の人が作っている飯用米であれ、自家用野菜であれ、ほんじゃ農協に出荷するものもそこで測るんですか。そういうことが全然整理されないで、機械を買っただけ言ってくるわけでしょ。答弁は産業課長しゃべったから分かっているからいいけど、そういうことを町民に全体像を明らかにしないから、こっちの話だっただれも理解できないんですよ。だから、そこを町長ね、今、言ってるのは、私は仮置き場を確保しない限り進めないということと、除染をする場合の目標数値はなんぼですかと空間線量、これを明確に答弁していただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

1点目は、質問のとおりであります。仮置き場がなくてはできません、これは。できませんよ。質問のとおりだと思いますよ、私も。ですから、先ほど言ってましたけども、流れはそういうことあります。そういうご理解いただきたいと思います。あと今の目標でありますけれども、国のほうでは今度3.8が1マイクロと、いろいろ出てきて、あと1ミリシーベルト出ているんですね。それで、市町村ごとに、私は目標が違っていいのかという今、疑問持っているんです。同じ放射線量で、川俣町は1だ、隣の伊達市は1.5だとかと、その辺が私申し上げておりませんが、変わるということは、しっかりとそういうことを見極めてやっていかないと、隣同士でいろんな意見が出てくる。全く私はこれが国の責任だと言っているんですけども、それを出さないで市町村目標を立てろということについては、私は大きな疑義があるということで申し上げておりました。これ答弁についてはなっていないかもしれませんが、現状ではそのようなことでありますので、まず、理解をいただきたいと思います。そして今、低減化に入っておりますけれども、現状より半分にしたいとか、あるいはまた1パーアワーでいけば0.6に抑えたいとか、年間であれば5ミリに抑えるんだといろんなことありますけれども、今現在、川俣町での時間は、それぞれの施設については、1マイクロ以内に公共施設やなんかを抑えていきたいと、そのようなことで、今回、グラウンドとか学校の除染等も入ってきております。ですから、そのようなことで、（不規則発言あり）いやいやその半分以下に抑えたいということですね、どうも言葉がですね、1ミリとして、それは持ってきてやってきておりますので、これからもそのようなことを踏まえながら対策、対応をしっかり立てていきます。また、議会の皆さん方にも、今、質問ありますように、今回の野菜の検査機器等も含めて、それは導入していくんだということも明確に示していきたい。現時点では、各自治会にお話をしまして、広野町からお借りをし、福島高専の高校にあるんでありますが、そこに行って5点ずつ持って行って検査を測っております、結果は公表しておりますが、そのようなことで町民の皆さんの安全、安心を守る考えでありますので、ご理解を賜りまして答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道也君。

○4 番（高橋道也君） これまでの中で、今、町長が仮置き場なしにはこの事業は進めないんだという話をしたんですけども、実際言って、今、8自治会に説明済みだと言ってますよね。そうすると、この8自治会には、恐らくですよ、地域で仮置き場を探してくださいという説明できているはずなんですよ。そうすると、その今、町長が答えたやつと住民説明会とか自治会説明会の説明とが、全然整合性というか合わないと思うんですけども、この辺はどういうふうになっているのか、説明お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

町として先程来、多くの皆さんからできない、ないところもあるんだと、私どもにもそういう声を自治会の方からも寄せられております。終わったところからですね。町から受けたけれども、ちょっとそんなに簡単じゃないよと、いろいろな問題あります。これは町として責任を持ってやってくれという部分もあります。ですから、今回、先ほど最初に答弁申し上げましたけれども、全地区が終わりますので、終わった中で、それぞれの要望、要請が出されておりますので、そういったことをとりまとめまして、例えばこの地区ではいろいろ聞いたけれども、じゃ、おらほでもなんとか見つけるかいという話も聞いております。そういう地区もあります。そういったこと等のまた、代表の方と話をしてですね、お互いに理解してもらわないと、ないところはほんじゃやなくていいのか、おらはあるからっておらのところにやるのかいということも出てくると思いますので、その辺はしっかりと話をして理解を深めたうえで、これは進めていかなくちゃならないと思っています。そして、これはただ単に置くだけではなくて、これは安全、安心に置き場を確保しなければなりませんので、そういったことも十分にまた対応、対策について説明をして、そして、進めなくちゃならないと思っておりますので、今の質問のようなことも十分踏まえて、この後の対応を取組んでいきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道也君。

○4 番（高橋道也君） 再質問をさせていただきます。

ということはですよ、繰り返しになりますけども、8自治会の説明済みの自治会には、改めてまた、何らかの形で仮置き場を町で仮置き場ができない限りは、事業はしないというふうな説明をしてあるということですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） ここのところで仮置き場ができますよということについては、それは尊重させていただきます。しかし、そういったことを話抜きで、いや、こっちの地区ではないんだと。そこだけではなくて町でやるんでは、おららだってなんだこったらば、そっちのほうがいいぞいということを書いてくると思うんですね。ですから、このままでは済まないと私は思っています。そういう意味で、そのようなことの総括的な話し合いもして、最終的な決定をしていきたい。そんなことで考え

ておりますことを先ほど申し上げた次第であります。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 仮置き場の件ですけど、1か所決まれば、皆そこに持っていくというようなことになりかねないような事態になるんじゃないのかなというように心配があるんですね、まず1点。

それから、これは福沢やなんかから建築現場かなんかに土砂持っていつているんですが、帰りもつけてくる可能性があるんですね、あの見ていると。どっちが帰りと言っていいかわからないけど。取りにくるときに、福沢に来るときに、別な土砂積んでくるんですよ。ああいうふうなのはどこの土砂来ているのか、やっぱり調べてもらいたいような気がするんですね。行くとき新しいのつけていくんですが、まあ、うちの方から言わせれば行くときにね、ところが福沢にくるときは別なぬれたような土砂くるんです。やっぱりそういうふうなものも若干調べていただきたいなと。何土砂来ているのか分からないので、その辺もひとつ、福島なんか捨てるところは教えないんだからね。山だけここだと言ったけれども、どこかかというところ分からないんだから、おらほに来ているのかなんだか分からない。だから、その辺も町でやった土砂の集積地と、また、町のどこかで1か所だけ決めれば、そこさだけ持ってくる可能性もあるやつと、町外からここに持ち込まれている可能性はないのか、その辺ちょっと気をつけて調べていただきたいというふうに思います。ひとつ答弁お願いしたいと思いますが。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） そういうことにならないような形で、これはやっぱりやっていくことが、除染のまず仮置き場という考えであります。それはお互いに十分に理解していかないと、これは進まないと思いますので、ひたすらお願いなんですけども、しかし、町として責任を持ったことも最終的にはこれ当然やらなくちゃなりませんから、そういうことで考えております。

また、土砂を運ぶということでもありますけども、まだ私どものほうでそれあれなんですけど、現場をちょっと確認しながら、担当の方にはそういうことのないように指示を出していきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本臨時会に付議された事件は、すべて終了いたしました。これをもちまして、平成２３年第７回川俣町議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞さまでした。

（午後２時２９分）

本臨時会で決定した事件は、次のとおりである。

議案第 54 号 専決処分の報告及びその承認について

(専決第 9 号 川俣町税条例等の一部を改正する条例)

議案第 55 号 平成 23 年度川俣町一般会計補正予算 (第 4 号)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 昆久美子

同 署名議員 菅野意美子